

令和6年第2回嘉島町議会臨時会会議録

・招集年月日

令和6年10月30日（水曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時00分 開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日	公和	6番	森下	文夫
2番	木下	武	7番	満田	和浩
3番	穴井	智子	8番	増岡	司
4番	齊藤	進	9番	川野	伸一
5番	園田	義宣	10番	境野	隆文
			11番	森田	義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田	平
教育長	青木	政俊
総務課長	高田	克明
学校教育課長	中富	喬

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下田	雅文
--------	----	----

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第49号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
専議第10号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）

日程第4 議案第50号 嘉島町民体育館屋根改修工事請負契約の締結について

日程第5 議案第51号 財産の取得について

閉 会

開会・開議 午前10時00分

.....

○議長（森田義雄君） おはようございます。令和6年第2回嘉島町議会臨時会に全議員さん  
に出席をいただきまして誠にありがとうございます。

先日の報道によりますと、新型コロナウイルス感染症が5類に移行された昨年5月から今  
年の4月末日までの1年間に、3万2,576人が亡くなっておられるという報道でした。うち、  
男性が1万8,168人、女性が1万4,408人で、男性が多い傾向でした。

また、新型コロナウイルス感染症の患者数は、現在減少傾向にありますが、冬場にかけて  
再び増加傾向に転ずるのではないかと予想されております。体調管理、感染防止には十分注  
意をしていただきたいというふうに思います。

また、台風21号が週末には熱帯低気圧になって日本に近づいて大雨をもたらすのではな  
いかという心配がされております。こちらの方も十分注意していただきたいとします。

それではただいまから始めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和6年第2回嘉島町  
議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付  
のとおりです。

.....

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田義雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番 境野隆文 議員、1番 春日  
公和 議員を指名します。

.....

日程第2 会期の決定

○議長（森田義雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいとします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決  
定しました。

.....

議案の上程及び提案理由の説明 質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第3 議案第49号 専決処分の報告並びに承認を求めることに  
ついて 専議第10号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算(第6号)の件を議題とします。  
町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（森田義雄君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） おはようございます。本日は、臨時会に全議員様出席いただきましてあ  
りがとうございました。

また、議員の皆様のご承認をいただきました東小学校の増築工事は、現在大きな木を伐採  
して、基礎工事に向けての工事を着工しているところでございます。児童の安全を第一に考  
え、工事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第49号 専決処分の報告並びに承認を求めるについて 専議第10号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）は、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年10月1日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第49号の質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第49号の討論はありませんか

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第49号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第10号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） 日程第4 議案第50号 嘉島町民体育館屋根改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（森田義雄君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 議案第50号 嘉島町民体育館屋根改修工事請負契約の締結について次により嘉島町民体育館屋根改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年10月30日提出

嘉島町長 鍋田 平

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約目的   | 嘉島町民体育館屋根改修工事                               |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                      |
| 3 契約金額   | 63,756,000円                                 |
| 4 契約の相手方 | 熊本県菊池市泗水町亀尾3588<br>株式会社 吉安建設<br>代表取締役 吉安 孝章 |

（提案理由）

嘉島町民体育館屋根改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

参考として、公共工事請負仮契約書の写しを添付しています。よろしくお願いいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第50号の質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第50号の討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第50号 嘉島町民体育館屋根改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） 日程第5 議案第51号 財産の取得についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長

○議長（森田義雄君） 鍋田町長

○町長（鍋田平君） 議案第51号 財産の取得について

次により物品購入契約を締結したことについて、議会の議決を求める。

令和6年10月30日提出

嘉島町長 鍋田 平

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 令和3年度使用中学校教師用指導書及び教材購入                     |
| 2 契約の方法  | 随意契約                                       |
| 3 契約金額   | 8,657,438円                                 |
| 4 契約の相手方 | 熊本県水俣市大園町1-3-1<br>合資会社 宮崎一心堂<br>代表社員 宮崎 容一 |

（提案理由）

令和3年3月30日に締結した物品購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による財産の取得に係る議会の議決を得る必要があったため、同条の規定により議会の議決を求めるものであります。参考として物品購入契約書の写しを添付しています。よろしく願いいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第51号の質疑はありませんか。

○10番（境野隆文君） 議長

○議長（森田義雄君） 境野議員

○10番（境野隆文君） おはようございます。1点だけ、先程説明がありましたが、教育委員会の方にお願いがございます。教育委員会というのは、私が所管する総務常任委員会の1つでございます。そういった中で、今回、この物品購入の件におきましては、県内でも各町村かなり取り上げられて追加で議案にされております。今後ですね、こういう事態が起きらないように教育委員会の方としましては万全の対策をとられて、やはり議会に諮るところは議会の承認を得るということを肝に銘じていただいて、先程の説明会の補足ということでこの場をお借りして追記させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（森田義雄君） 今のは質疑ということではなくて、教育委員会に対する要望ということで取り扱いたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

- 3番(穴井智子君)議長
- 議長(森田義雄君)穴井議員
- 3番(穴井智子君)3番穴井です。境野議員と同じく先程説明を受けましたが1点確認というか質問をさせていただきます。この物品購入契約に至るまでの流れ、ここに令和3年3月30日、発注者は荒木前町長のお名前があります。この契約書を締結するまでの流れを少しご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。
- 学校教育課長(中富喬君)議長
- 議長(森田義雄君)中富学校教育課長
- 学校教育課長(中富喬君)学校教育課長の中富です。よろしくお願ひいたします。ただいまの穴井議員のご質問にお答えいたします。契約の流れまではと致しましては、通常の契約と同様に、まず中学校での必要数を調整確認を行いながら、契約案を作りまして、その契約案の伺いを決済いたします。決済のうち、契約締結という流れになります。以上です。
- 3番(穴井智子君)議長
- 議長(森田義雄君)穴井議員
- 3番(穴井智子君)今の回答についてですけれども、この契約書をご覧になってらっしゃる方というのは複数名いらっしゃるということの認識でよろしいかということと、先程説明を受けた中に700万を超えた場合は議会にかけるという説明であったと思います。通常、一般の企業とかはですね。ある程度の金額までは事務局だったり、経理の判断に任せるといふようなことも多少あるかと思いますが、これは明らかに865万7,438円という金額で、動産に値するのか、消耗品だとかその迷いはあったかと思いますが、この金額からみるに700万を超えているということで、この契約書を見た数名の方がですね、やっぱりこれはどうなのかと疑問を抱かれたことが1ミリもなかったのかなあという所も少し感じます。境野議員と同様に今後徹底して再発防止をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。
- 議長(森田義雄君)ほかに質問はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(森田義雄君)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
議案第51号の討論はありませんか  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(森田義雄君)討論なしと認めます。これにて討論を終結します。  
これより採決に入ります。  
お諮りします。  
議案第51号 財産の取得については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(森田義雄君)異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。
- 議長(森田義雄君)以上で、本臨時会の会議に付されました案件は、全て終了しました。会議を閉じます。これで、令和6年第2回嘉島町議会臨時会を閉会します。  
お疲れ様でした。

閉 会 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員